

令和2年7月

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和2年6月25日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0625第3号」（令和2年6月25日より適用）および令和2年6月30日付「保医発0630第2号」（令和2年7月1日より適用）にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（記）

### ■ 検査方法が追加された項目（令和2年7月1日より適用）

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D007 血液化学検査					
46	オートタキシン	化学発光酵素免疫測定法	194	生化学 I 144	※1
D023 微生物核酸同定・定量検査					
13	HCV 核酸定量	TMA 法と核酸ハイブリダイゼーション法を 組み合わせた方法	437	微生物 150	※2

下線部が追加変更されました。

※1. ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

※2. ア 「13」のHCV 核酸定量は、分岐 DNA プローブ法、PCR 法又は TMA 法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

No. 20-22

■ 実施料が新規記載された項目(令和2年7月1日より適用)

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料 <sup>注</sup>	判断区分判断料	備考
D014 自己抗体検査					
27	抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体および抗β2グリオプロテイン I IgG/IgM 抗体 4項目同時測定	CLIA 法	696 (232×3 回分)	免疫 144	※3

※3. 抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗β2 グリオプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定)は、「27」を準用して算定する。

ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β2 グリオプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。

イ 「25」の抗カルジオリピンβ2 グリオプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び本検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

注) 実施料は以下を算定できる。

[D014]の「27」抗カルジオリピン抗体 232点×3回分:696点

■ 適用範囲が拡大された項目(令和2年6月25日より適用)

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分判断料	備考
D012 感染症免疫学的検査					
25	SARS-CoV-2 抗原検出	化学発光酵素免疫測定法(定量)	600 (150×4 回分)	免疫 144	※4

下線部が追加変更されました。

※4. SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)による SARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上